

計 画 書

石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定 [東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業		
面 積	約 91.2 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名 称
		幹線道路	3・4・111 野蒜 1号線
		幹線道路	3・5・112 野蒜 2号線
		<p>1 標準幅員の設定方針 主として住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は6mとする。</p> <p>2 配置の方針 周辺道路網との整合を図りながら、幹線道路を配置し、さらに、幹線道路を補完するための区画道路（幅員9m～12m）を配置する。また、JR仙石線（仮称）新東名駅及び（仮称）新野蒜駅に隣接して駅前広場の整備を行う。区画道路については、街区構成及び各宅地への交通サービスに留意しながら適宜配置する。その他、歩行者の安全で快適な歩行空間を確保するため特殊道路を適正に配置する。</p>	
	公園及び緑地	<p>街区公園を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の3%以上かつ計画人口当たり3㎡以上を確保する。なお、本地区は特別名勝松島に位置づけられていることから、景観に配慮するため、森林法に基づいた緑地を地区外周に確保するとともに、特に地区南側の既存緑地を事業区域に編入し積極的な緑地保全に努める。</p>	
	その他の公共施設	<p>上水道は、地区内各戸の需要に対応し、石巻地方広域水道企業団により供給できるように道路下に給水管を布設し、全戸に供給できるよう計画する。</p> <p>雨水排水は、道路側溝により野蒜運河及び松島湾へ放流する。汚水の整備については、道路計画に併せて管渠を埋設する。</p>	
	宅 地 の 整 備	<p>被災者の速やかな生活基盤の形成のため、東北地方太平洋沖地震による津波の浸水被害を生じなかった高台地域に住宅の供給を行う。地区の中心に住宅用地及び公共施設を配置し、また、地区の東西に災害公営住宅を、（仮）新東名駅周辺に商業施設を配置する。</p>	

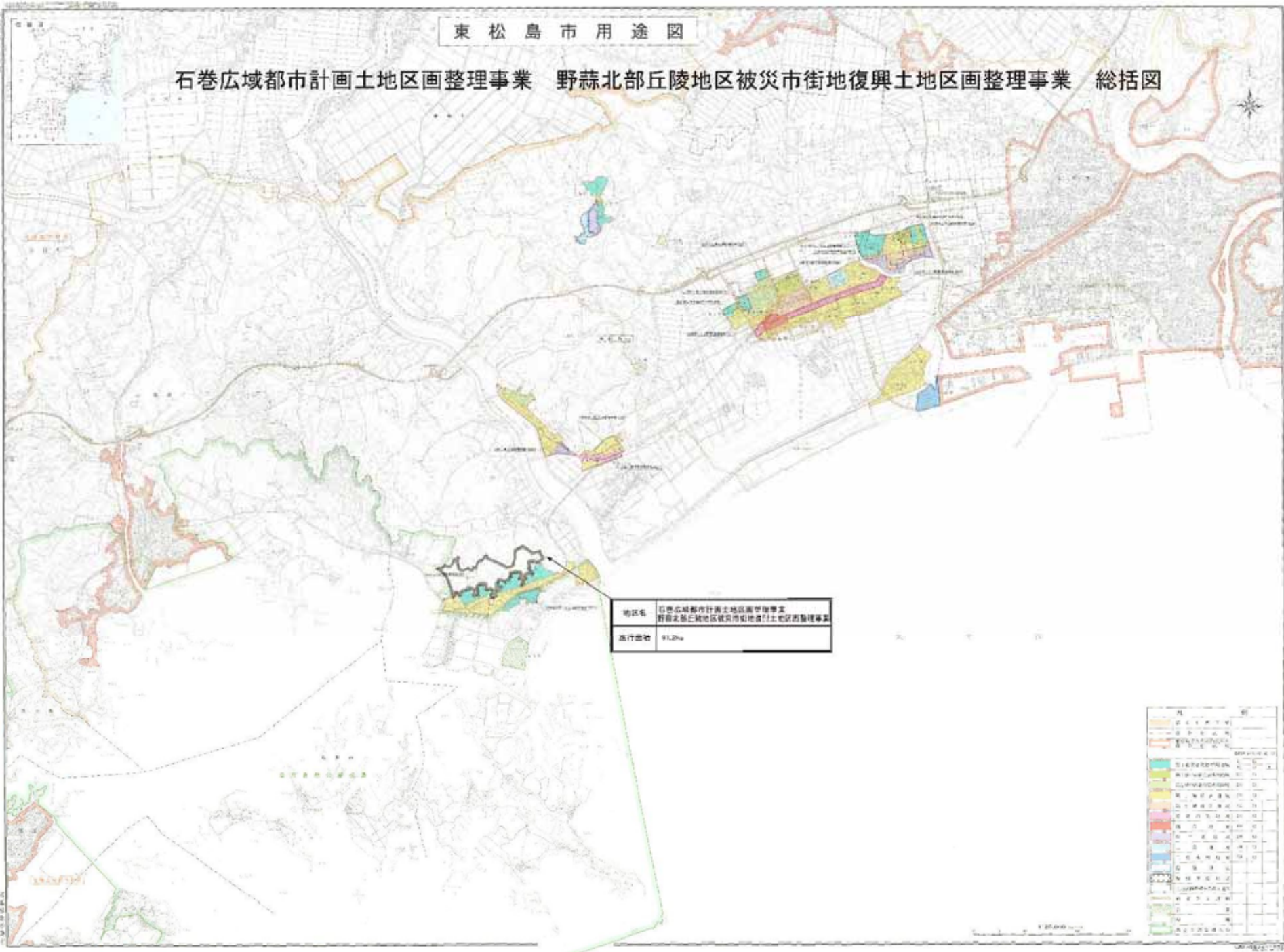
「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

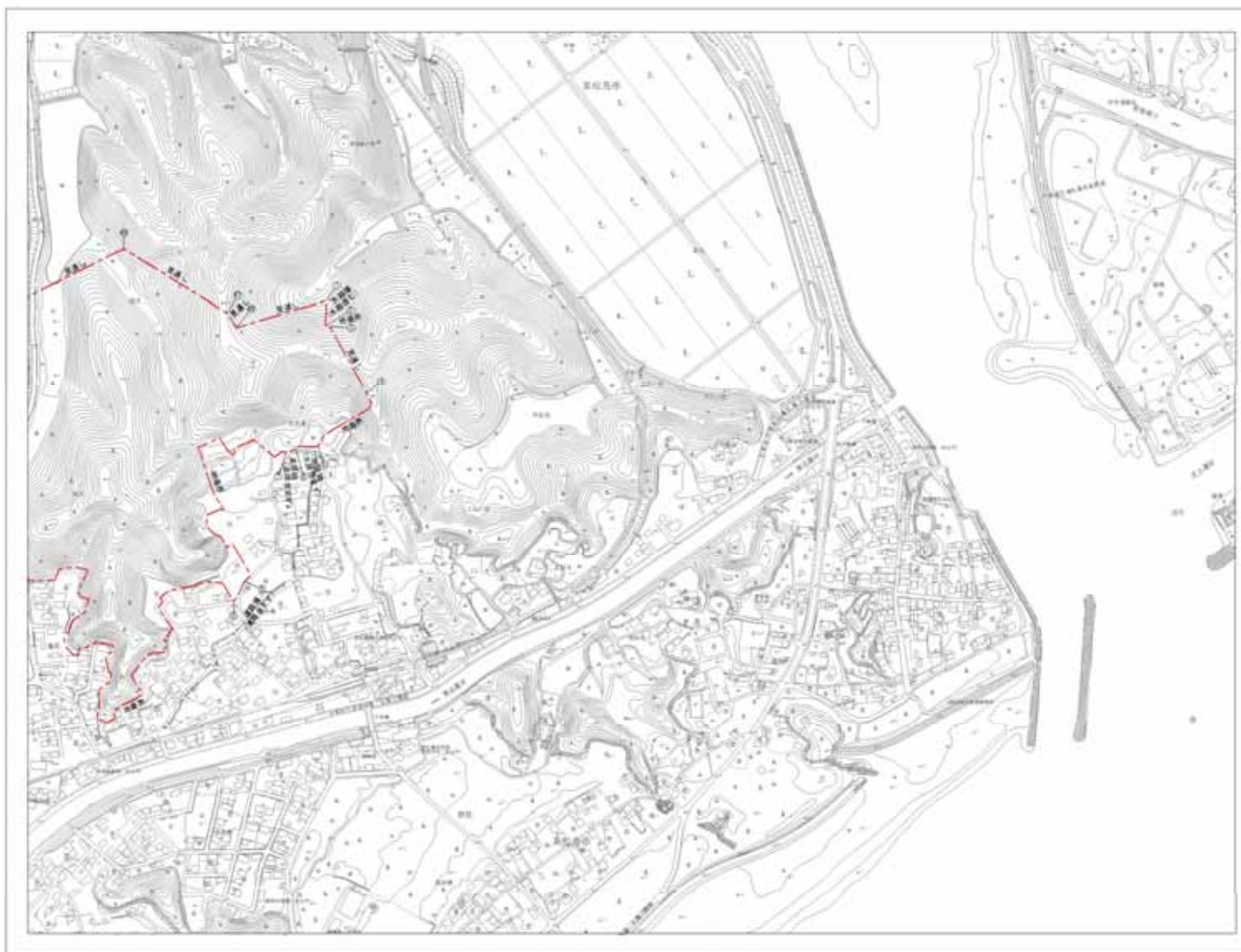
本地区は、東松島市復興まちづくり計画において東名運河以南及び東名運河以北の市街地住民の集団移転先として位置づけられていることから、土地区画整理事業区域約91.2haについて都市計画決定を行うものである。

東松島市用途図

石巻広域都市計画土地地区画整理事業 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地地区画整理事業 総括図



石巻広域都市計画土地区画整理事業
野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業 計画図



No. 2 No. 1



被災市街地復興
土地区画整理事業区域

番号	境界の説明
①～②	水路幅(水路含む)
②～③	地番界
③～④	見通し
④～⑤	地番界
⑤～⑥	水路幅(水路含まず)
⑥～⑦	道路幅(道路含まず)
⑦～⑧	地番界
⑧～⑨	道路幅(道路含まず)
⑨～⑩	地番界
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	見通し
⑫～⑬	見通し
⑬～⑭	見通し

基点NO.	X座標	Y座標
①	28493.080	-179995.710
②	28498.520	-179787.908
④	28508.215	-179847.757
⑬	28158.007	-179811.544
⑭	28328.621	-179716.768
⑮	28344.162	-179740.344

世界測地系JAXA文系

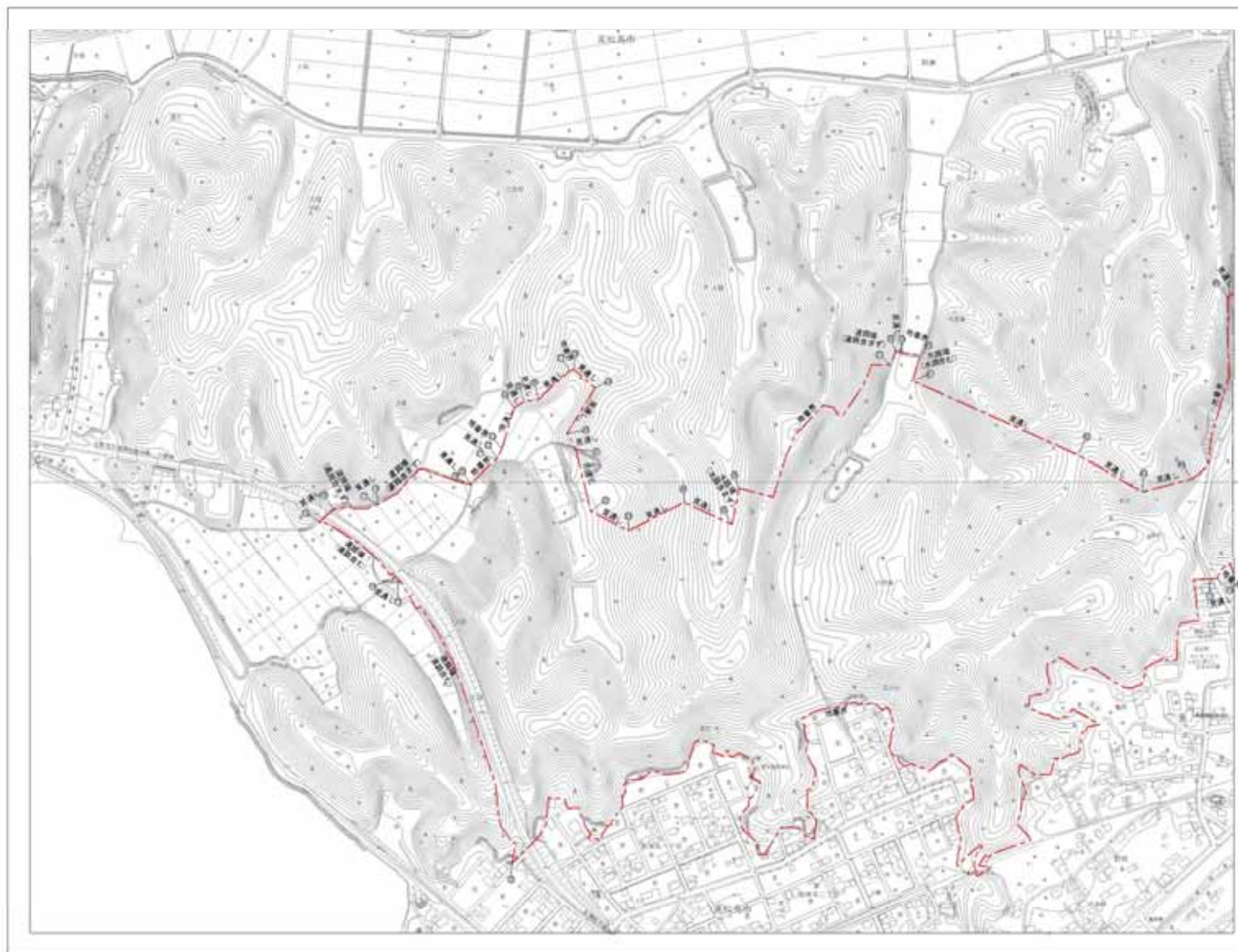
No. 1

0 100 200 300 400 500m
1:2,500

石巻広域都市計画土地地区画整理事業
野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地地区画整理事業 計画図

測点NO	X座標	Y座標
21	26775.655	-179964.387
22	26777.215	-179961.677
23	26794.224	-179947.282
24	26805.332	-179873.723
25	26822.073	-179863.462
26	26845.344	-179863.442
27	26897.615	-179813.897
28	26903.485	-179815.097
29	26939.592	-179843.275
30	26993.006	-179921.495
31	26907.507	-179947.607
32	26932.304	-180047.758
33	26994.785	-180063.636
34	27087.560	-180033.062
35	27187.545	-180073.046
41	27466.667	-179833.888
42	27742.157	-179933.544
43	27849.071	-180053.587
45	27959.667	-179954.726

世界測地系 東京



No. 2 No. 1



被災市街地復興
土地地区画整理事業区域

番号	境界の説明
①～②	地番界
②～③	見通し
③～④	地番界
④～⑤	道路端(道路含む)
⑤～⑥	見通し
⑥～⑦	道路端(道路含む)
⑦～⑧	見通し
⑧～⑨	道路端(道路含まず)
⑨～⑩	見通し
⑩～⑪	道路端(道路含まず)
⑪～⑫	見通し
⑫～⑬	地番界
⑬～⑭	見通し
⑭～⑮	見通し
⑮～⑯	見通し
⑰～⑱	見通し
⑲～⑳	見通し
㉑～㉒	見通し
㉓～㉔	見通し
㉕～㉖	見通し
㉗～㉘	見通し
㉙～㉚	見通し
㉛～㉜	見通し
㉝～㉞	見通し
㉟～㊱	水路端(水路含まず)
㊲～㊳	地番界
㊴～㊵	道路端(道路含まず)
㊶～㊷	見通し
㊸～㊹	見通し
㊺～㊻	見通し
㊼～㊽	見通し
㊾～㊿	水路端(水路含む)
1～2	見通し
3～4	見通し
5～6	見通し
7～8	地番界
9～10	見通し

No. 2



計画書

石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更
[東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域
位 置	新東名一丁目、新東名二丁目、新東名三丁目、新東名四丁目、野蒜字北赤崎、野蒜字西余景、大塚字北林下、野蒜字亀岡、野蒜字北大仏及び野蒜字北余景の全部並びに大塚字長石、野蒜字北針生、野蒜字下沼、野蒜字南赤崎、野蒜字南針生、野蒜字南余景、野蒜字大関、野蒜字大茂倉、野蒜字寺沢、野蒜字後沢、野蒜字上山ノ坊及び大塚字大東の一部
面 積	約 2 0 2 . 4 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難施設等の適正な配置を行うとともに、奥松島の自然景観と調和した公園・緑地を整備し、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る
被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成 2 5 年 3 月 1 0 日

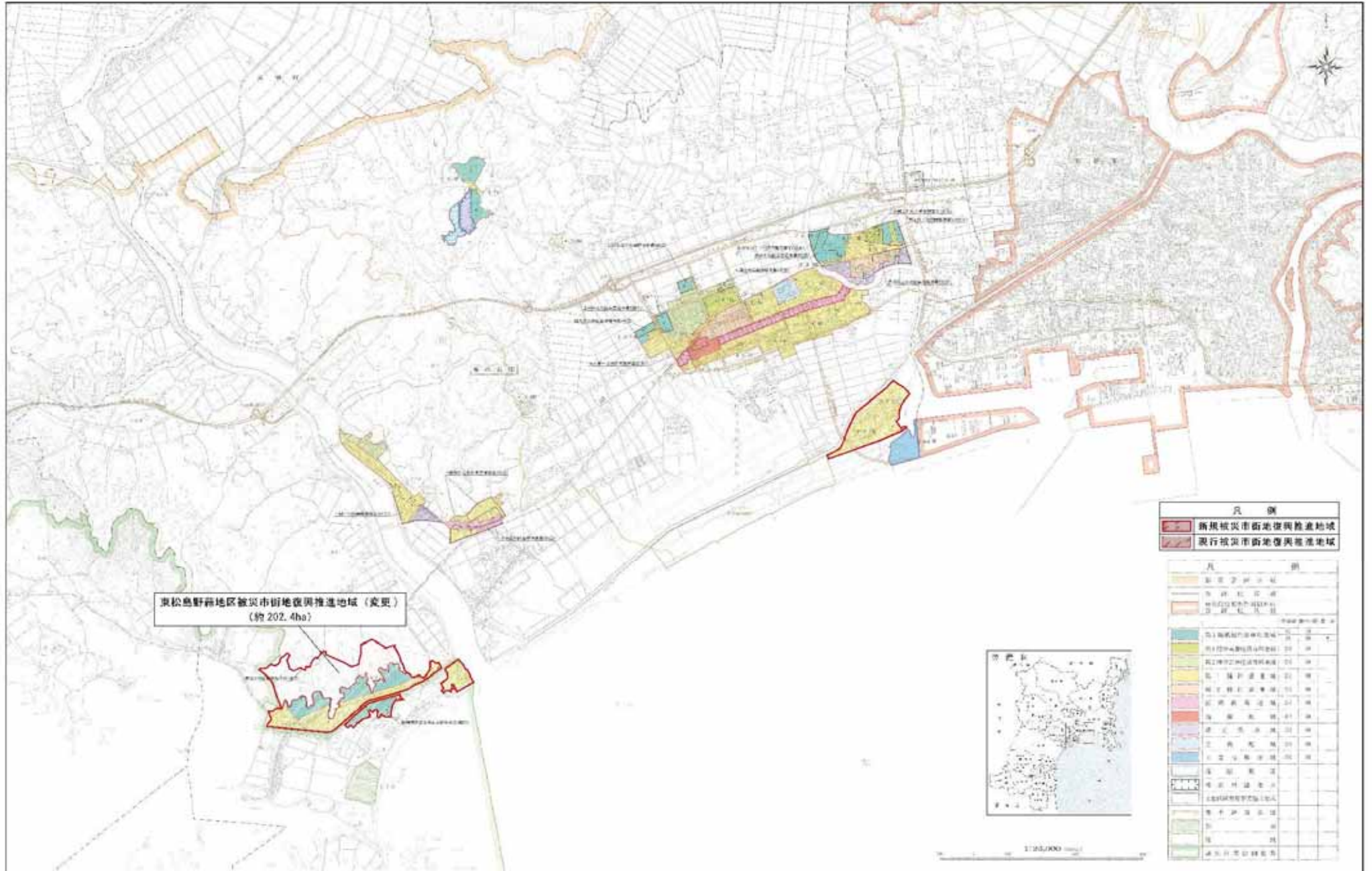
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

復興にあたり、土地区画整理事業を実施するため、その区域に合わせて被災市街地復興推進地域を変更する。

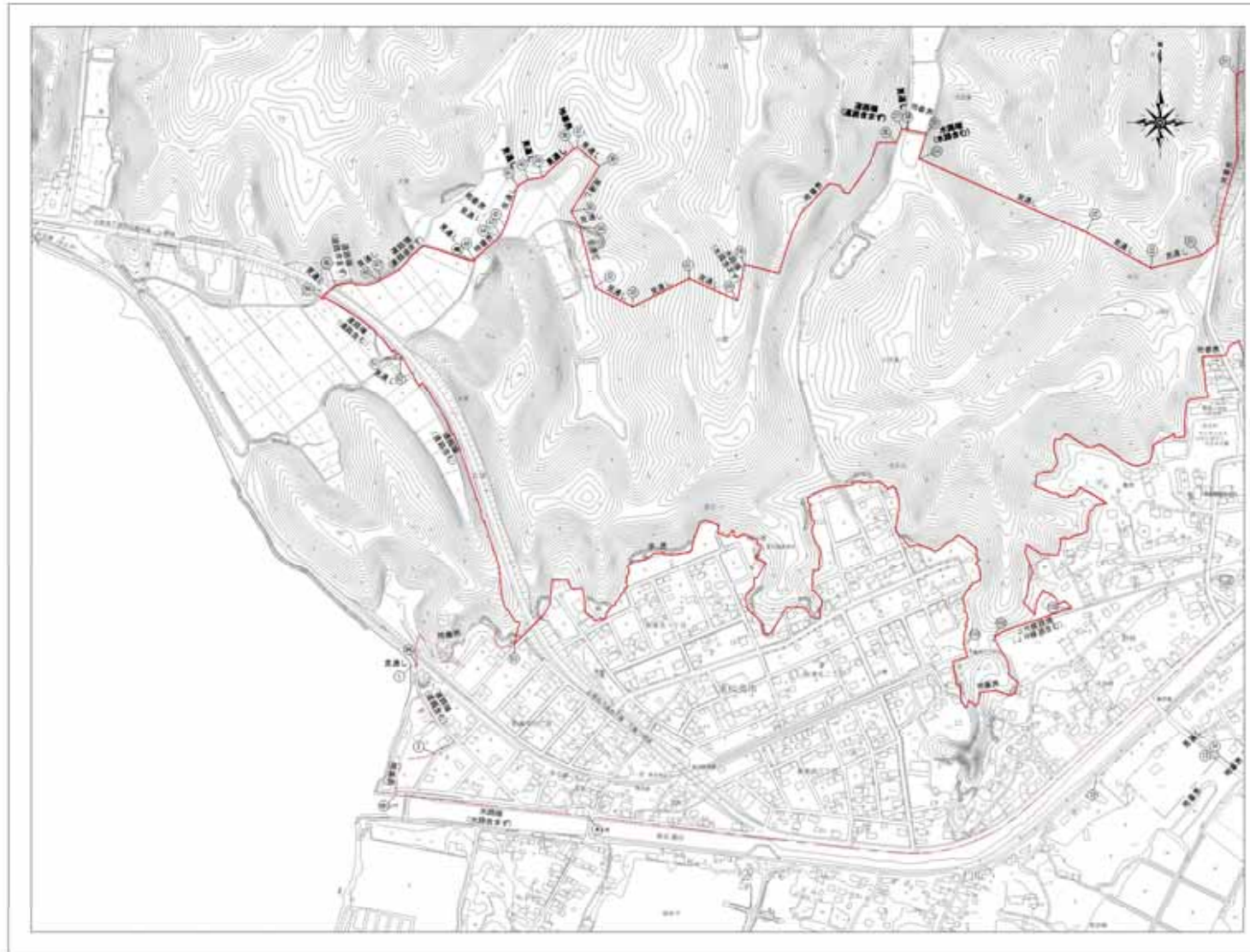
石巻広域都市計画 被災市街地復興推進地域 総括図



石巻広域都市計画 東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域 計画図

番号	境界の説明
001-001	字界
001-002	地界
002-003	県線路端(県線路含む)
003-004	地界
004-005	道路端(道路含む)
005-006	地界
006-007	見通し
007-008	道路端(道路含まず)

点名No.	X座標	Y座標
(12)	20559.513	-170947.737
(14)	20486.929	-170737.508
(16)	20403.090	-170505.710
(17)	20344.582	-170463.344
(18)	20328.821	-170316.788
(19)	20156.007	-170011.544
(20)	27959.687	-170564.726
(22)	27849.071	-180018.587
(23)	27742.157	-179958.544
(24)	27466.687	-179823.688
(26)	27187.943	-180009.046
(31)	27087.900	-180003.582
(32)	26994.785	-180005.636
(33)	26932.304	-180041.736
(34)	26867.507	-179947.601
(35)	26893.006	-179921.484
(36)	26835.583	-179648.275
(37)	26803.495	-179513.083
(38)	26807.613	-179418.687
(39)	26845.344	-179305.442
(40)	26822.873	-179388.482
(41)	26805.332	-179318.735
(42)	26794.224	-179412.282
(43)	26777.215	-179361.677
(44)	26775.855	-179364.387



凡例	
	現行被災市街地復興推進地域
	新規模災市街地復興推進地域

0 100 200 300 400 500m
1:2,500

No. 1 No. 2

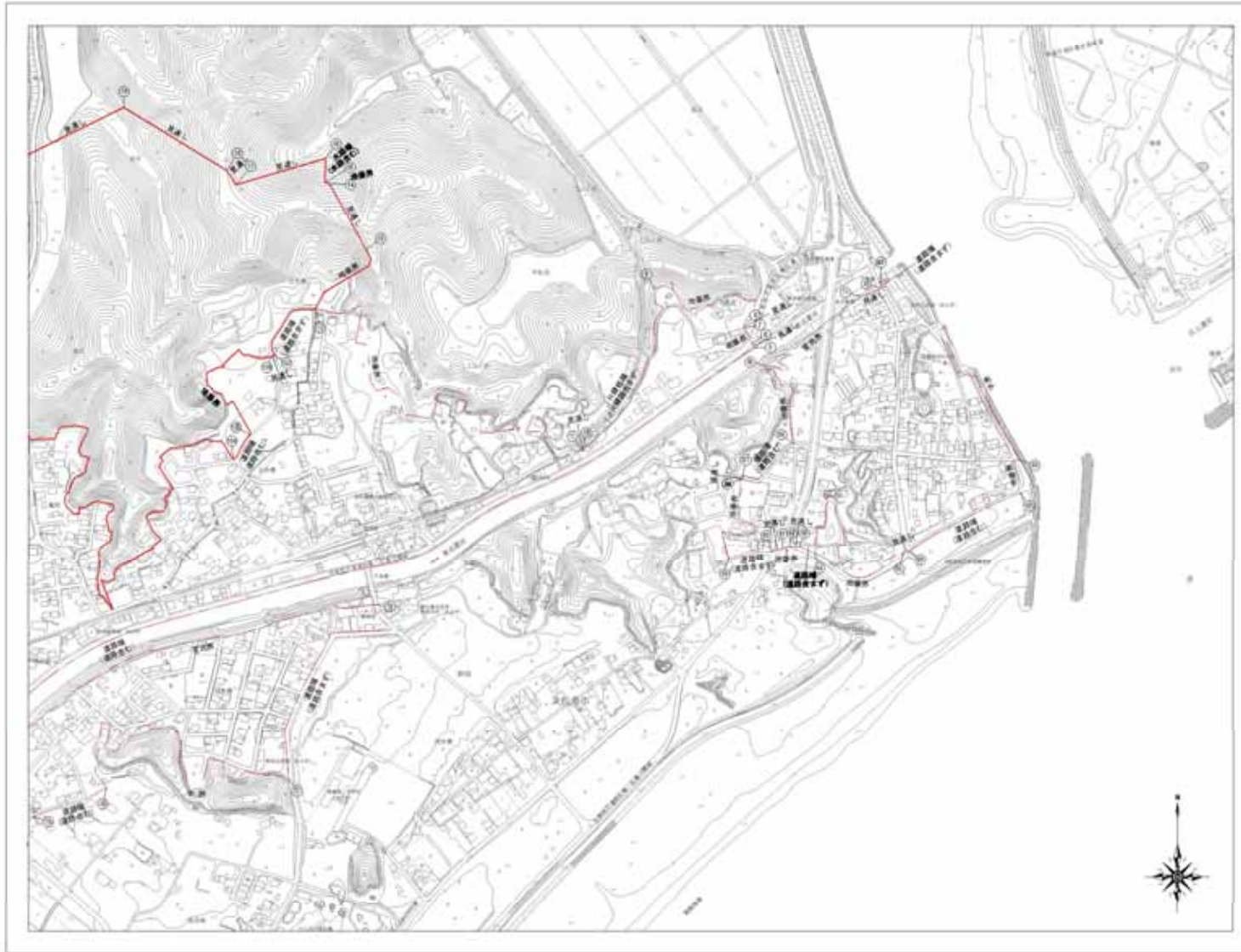
No. 1

番号	境界の説明
01-01	道路端(道路含む)
02-02	地界
03-03	水路端(水路含まず)
04-04	道路端(道路含む)
05-05	見通し
06-06	地界
07-07	見通し
08-08	地界
09-09	水路端(水路含まず)
10-10	見通し
11-11	地界
12-12	地界
13-13	地界
14-14	見通し
15-15	地界
16-16	水路端(水路含む)
17-17	見通し
18-18	見通し
19-19	見通し
20-20	地界
21-21	地界
22-22	見通し
23-23	見通し
24-24	見通し
25-25	水路端(水路含む)
26-26	地界
27-27	道路端(道路含まず)
28-28	地界
29-29	水路端(水路含まず)
30-30	見通し
31-31	見通し
32-32	見通し
33-33	見通し
34-34	見通し
35-35	見通し
36-36	見通し
37-37	見通し
38-38	見通し
39-39	見通し
40-40	見通し
41-41	見通し
42-42	地界
43-43	見通し
44-44	見通し
45-45	地界
46-46	見通し
47-47	道路端(道路含む)
48-48	見通し
49-49	道路端(道路含まず)
50-50	見通し
51-51	道路端(道路含む)
52-52	見通し
53-53	道路端(道路含む)
54-54	地界
55-55	見通し
56-56	地界
57-57	道路端(道路含む)
58-58	見通し
59-59	地界
60-60	道路端(道路含まず)
61-61	見通し
62-62	地界
63-63	見通し
64-64	道路端(道路含む)
65-65	地界
66-66	見通し
67-67	見通し
68-68	道路端(道路含む)
69-69	地界
70-70	道路端(道路含む)
71-71	見通し
72-72	見通し
73-73	見通し
74-74	地界
75-75	道路端(道路含む)
76-76	字界
77-77	道路端(道路含む)
78-78	見通し

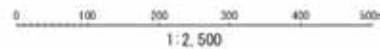
石巻広域都市計画 東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域 計画図

番号	境界の説明
51-101	字界
101-102	地番界
102-103	JR線路端 (JR線路含む)
103-104	地番界
104-105	道路端 (道路含む)
105-106	地番界
106-107	見通し
107-108	道路端 (道路含まず)

測点No.	X座標	Y座標
13	2559.515	-17984.731
14	25495.926	-179737.908
15	25493.000	-179936.719
17	25344.562	-179740.244
18	25328.921	-179716.768
19	25155.007	-179811.544
20	27988.987	-179994.729
22	27948.031	-180016.587
23	27742.157	-179966.544
24	27486.667	-179833.888
25	2716.1565	-180070.048
27	27587.500	-180003.183
28	26994.785	-180060.638
29	26932.304	-180041.708
34	26907.507	-179947.607
35	26993.000	-179981.495
36	26938.550	-179846.375
37	26903.665	-179815.067
38	26991.615	-179816.897
39	26845.344	-179885.447
40	26822.073	-179889.462
41	26805.332	-179838.329
42	26784.224	-179847.202
43	26777.215	-179861.877
44	26775.955	-179864.387



凡例	
	現行被災市街地復興推進地域
	新規被災市街地復興推進地域



No. 1 No. 2

No. 2

番号	境界の説明
11-12	道路端 (道路含む)
12-13	地番界
13-14	水路端 (水路含まず)
14-15	道路端 (道路含む)
15-16	見通し
16-17	地番界
17-18	見通し
18-19	地番界
19-20	水路端 (水路含まず)
20-21	見通し
21-22	地番界
22-23	見通し
23-24	見通し
24-25	地番界
25-26	水路端 (水路含む)
26-27	見通し
27-28	道路端 (道路含まず)
28-29	地番界
29-30	水路端 (水路含まず)
30-31	見通し
31-32	見通し
32-33	見通し
33-34	見通し
34-35	見通し
35-36	見通し
36-37	見通し
37-38	見通し
38-39	見通し
39-40	見通し
40-41	見通し
41-42	見通し
42-43	地番界
43-44	見通し
44-45	見通し
45-46	道路端 (道路含まず)
46-47	見通し
47-48	道路端 (道路含まず)
48-49	見通し
49-50	見通し
50-51	道路端 (道路含む)
51-52	見通し
52-53	道路端 (道路含む)
53-54	地番界
54-55	見通し
55-56	地番界
56-57	道路端 (道路含む)
57-58	見通し
58-59	地番界
59-60	水路端 (水路含まず)
60-61	見通し
61-62	地番界
62-63	見通し
63-64	道路端 (道路含まず)
64-65	地番界
65-66	見通し
66-67	道路端 (道路含む)
67-68	地番界
68-69	字界
69-70	道路端 (道路含まず)
70-71	見通し
71-72	地番界
72-73	見通し
73-74	地番界
74-75	地番界
75-76	道路端 (道路含む)
76-77	字界
77-78	道路端 (道路含まず)
78-79	見通し

石巻広域都市計画道路の変更（東松島市決定）
[東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画道路を次のように変更する。

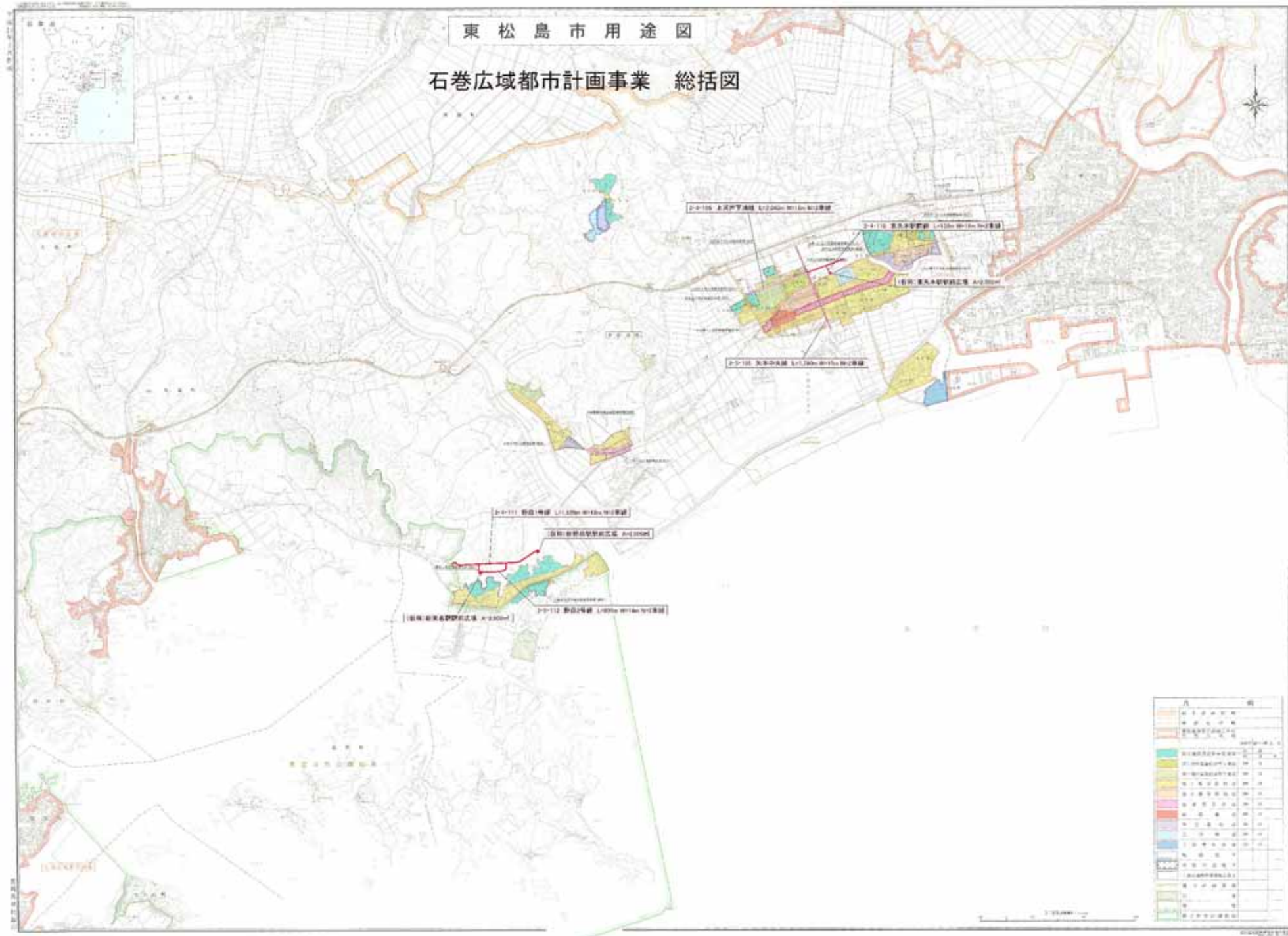
種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・111	野蒜1号線	東松島市大塚字大東	東松島市野蒜字後沢	東松島市野蒜字大茂倉	約1,820m	地表式	2車線	18m		新規決定	
	車線の数の内訳		2車線			約1,820m						
	構造形式の内訳		東松島市大塚字大東	東松島市野蒜字後沢	東松島市野蒜字大茂倉	約1,820m	地表式	/	18m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道奥松島松島公園線と平面交差 ・ (予)野蒜2号線と2箇所での平面交差 ・ 市道台前・亀岡線及び大茂倉・長居視線と平面交差 		
	なお、東松島市野蒜字後沢地内に(仮)新野蒜駅前広場を設ける。(面積(A)=約2,000㎡)											
幹線街路	3・5・112	野蒜2号線	東松島市大塚字大関	東松島市野蒜字大茂倉	東松島市野蒜字大茂倉	約800m	地表式	2車線	14m		新規決定	
	車線の数の内訳		2車線			約800m						
	構造形式の内訳		東松島市大塚字大関	東松島市野蒜字大茂倉	東松島市野蒜字大茂倉	約800m	地表式	/	14m	<ul style="list-style-type: none"> ・ (予)野蒜1号線と2箇所(始点・終点)での平面交差 		
	なお、東松島市野蒜字大茂倉地内に(仮)新東名駅前広場を設ける。(面積(A)=約2,000㎡)											
幹線街路	3・4・109	上河戸下浦線	東松島市小松字上浮足	東松島市大曲字堰南	東松島市小松字上浮足	約2,040m	地表式	2車線	16m		路線の延伸・追加	
	車線の数の内訳		2車線			約2,040m						
	構造形式の内訳		東松島市小松字上浮足	東松島市大曲字堰南	東松島市小松字上浮足	約2,040m	地表式	/	16m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4・104 矢本小松線と平面交差 ・ 3・5・105 矢本中央線と平面交差 ・ 3・4・110 東矢本駅前線と平面交差 		
幹線街路	3・4・110	東矢本駅前線	東松島市矢本字下浦	東松島市矢本字下浦	東松島市矢本字下浦	約130m	地表式	2車線	18m		新規決定	
	車線の数の内訳		2車線			約130m						
	構造形式の内訳		東松島市矢本字下浦	東松島市矢本字下浦	東松島市矢本字下浦	約130m	地表式	/	18m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4・109 上河戸下浦線と平面交差 		
	なお、東松島市矢本字下浦地内に(仮)東矢本駅前広場を設ける。(面積(A)=約2,000㎡)											
幹線街路	3・5・105	矢本中央線	東松島市矢本字蜂谷浦	東松島市小松字稔田	東松島市矢本字関の内	約1,780m	地表式	2車線	15m		交差点拡幅に伴う一部追加	
	車線の数の内訳		2車線			約1,780m						
	構造形式の内訳					約1,780m	地表式	/	15m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4・109 上河戸下浦線と平面交差 ・ J R 仙石線と平面交差 		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

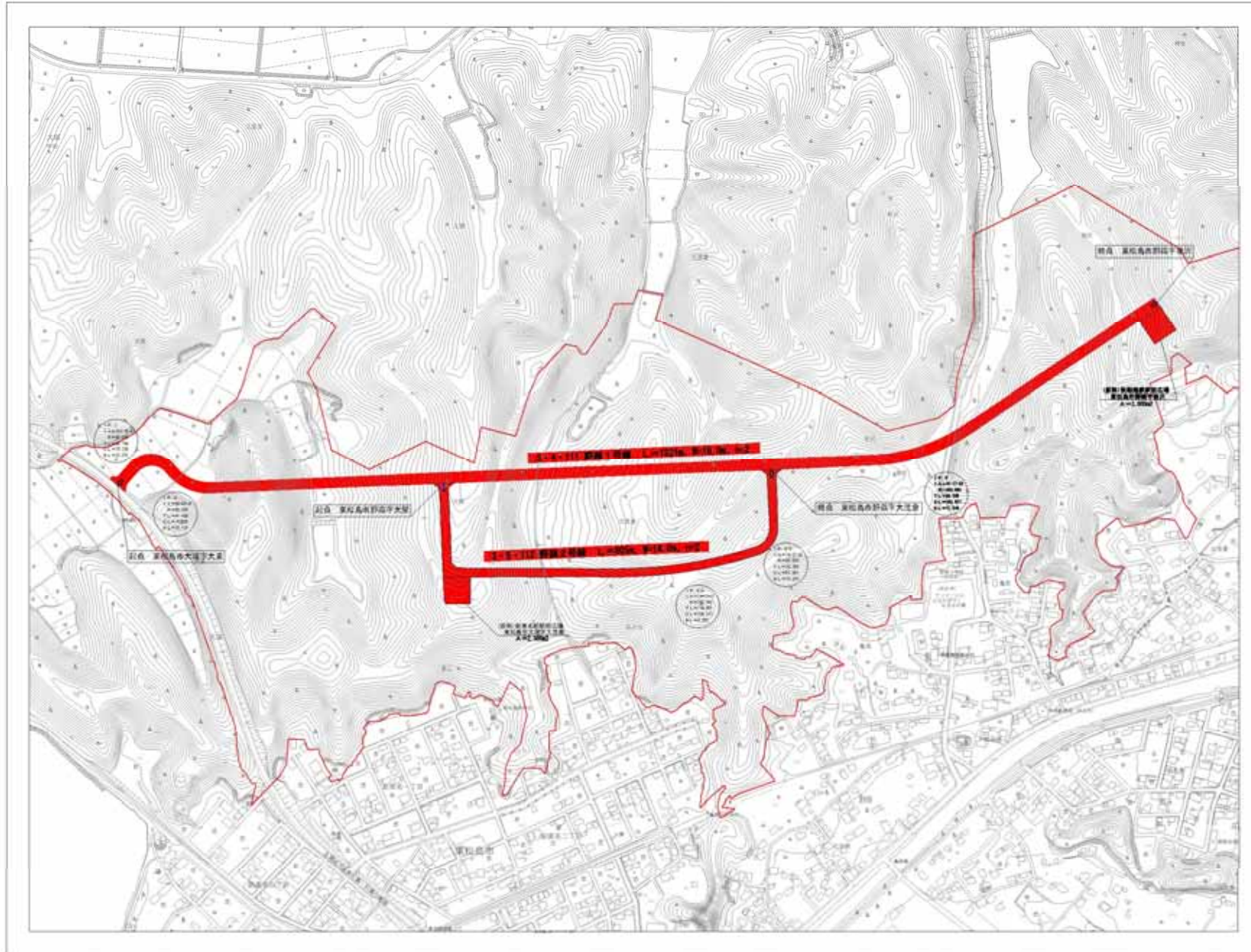
理由

都市計画道路3・5・110号線ほか4路線を上記のように追加・延伸する。

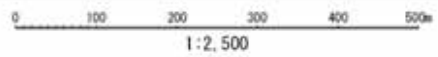
本路線は 3.11 東日本大震災に伴う被災地の移転先として整備される区域内的の幹線道路として整備を行うものである。



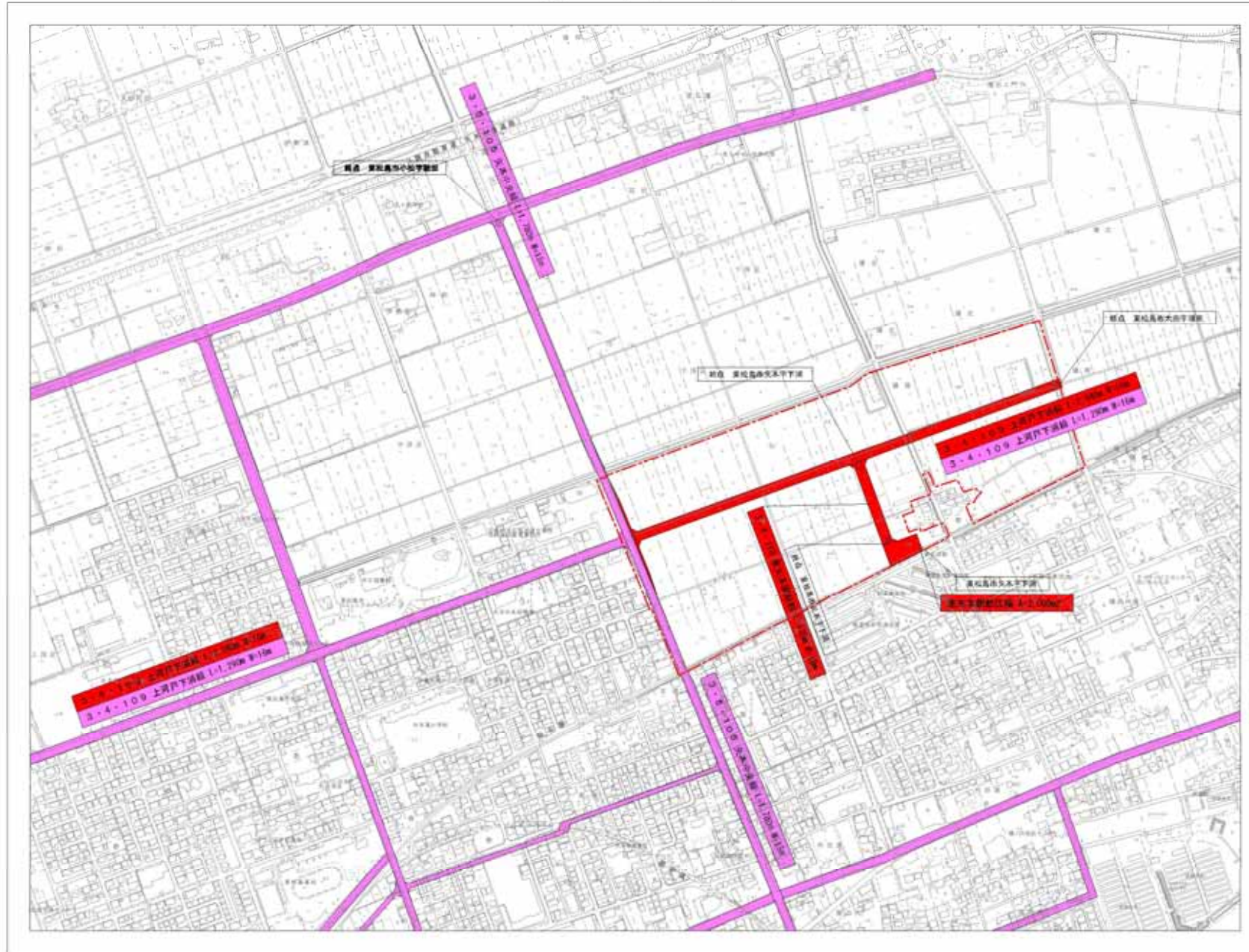
石巻広域都市計画 計 画 図



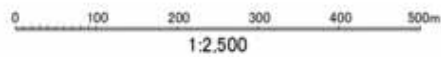
凡 例	
	即決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域



石巻広域都市計画 計 画 図



凡 例	
	即決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域



計 画 書

石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定 [東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積	約 22.7 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3・4・110 東矢本駅前線	
		幹線道路	3・4・109 上河戸下浦線	
		幹線道路	3・5・105 矢本中央線	
	公園及び緑地	<p>1 標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は6 mとする。</p> <p>2 配置の方針 周辺道路網との整合を図りながら幹線道路を配置し、JR 仙石線東矢本駅北側に隣接して駅前広場の整備を行う。区画道路については、街区構成及び各宅地への交通サービスに留意しながら適宜配置する。その他、歩行者の安全で快適な歩行空間を確保するため特殊道路を適正に配置する。</p> <p>街区公園を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の3%以上かつ計画人口当たり3㎡以上を確保する。</p>		
その他の公共施設	<p>上水道は、地区内各戸の需要に対応し、石巻地方広域水道企業団により供給できるように道路下に給水管を布設し、全戸に供給できるよう計画する。</p> <p>雨水排水は、道路側溝により調整池へ貯留したのち、洪抜排水路へ放流する。汚水の整備については、道路計画に併せて管渠を埋設する。</p>			
宅地の整備	被災者の速やかな生活基盤の形成のため、東北地方太平洋沖地震による津波の浸水被害が少なかった地域に住宅の供給を行う。地区西側の幹線道路沿いに災害公営住宅を配置し、他を被災者用住宅地として整備する。			

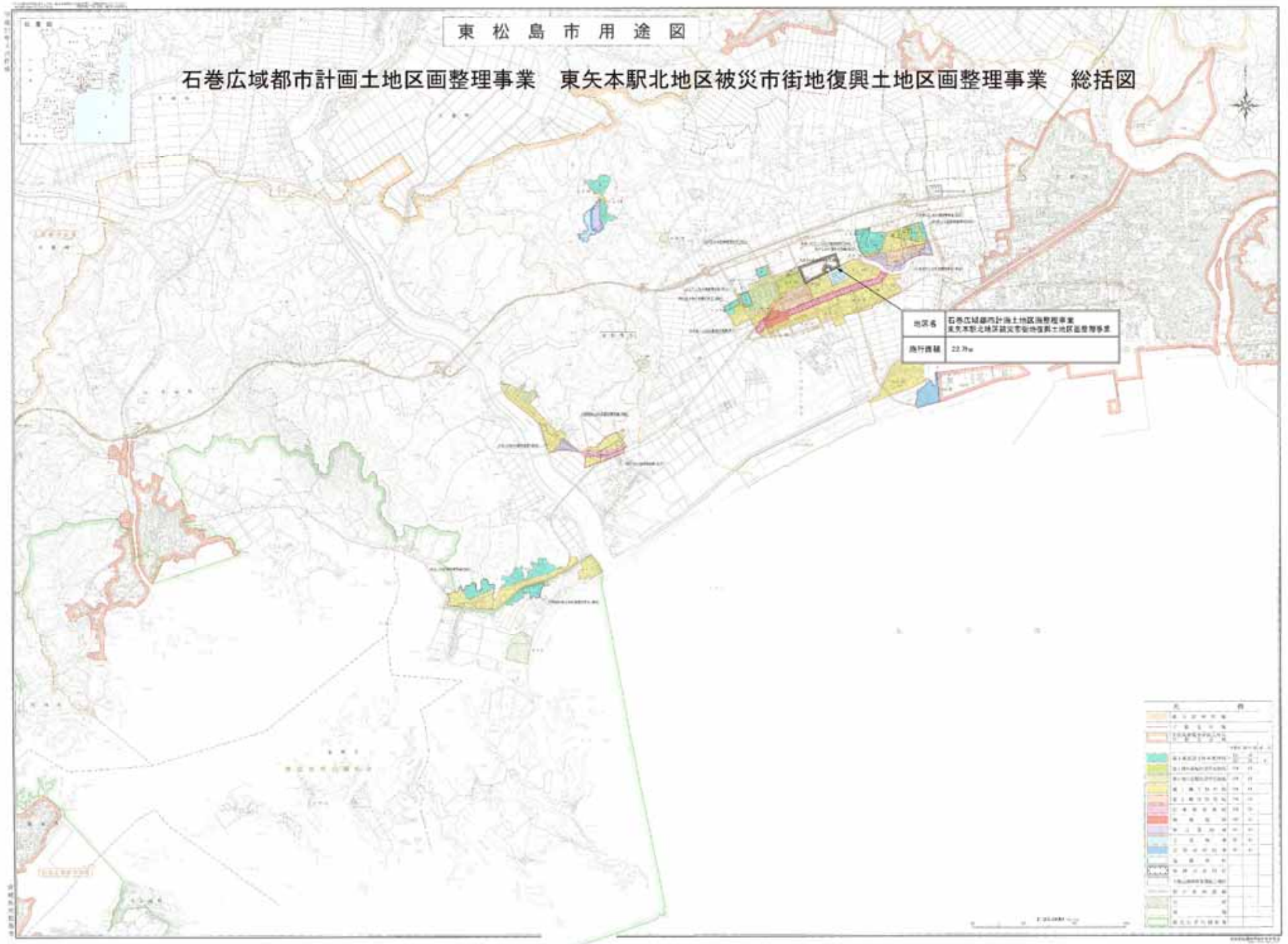
「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、東松島市復興まちづくり計画において大曲浜地区及び浜須賀地区の集団移転先として位置づけられていることから、土地区画整理事業区域約 22.7ha について都市計画決定を行うものである。

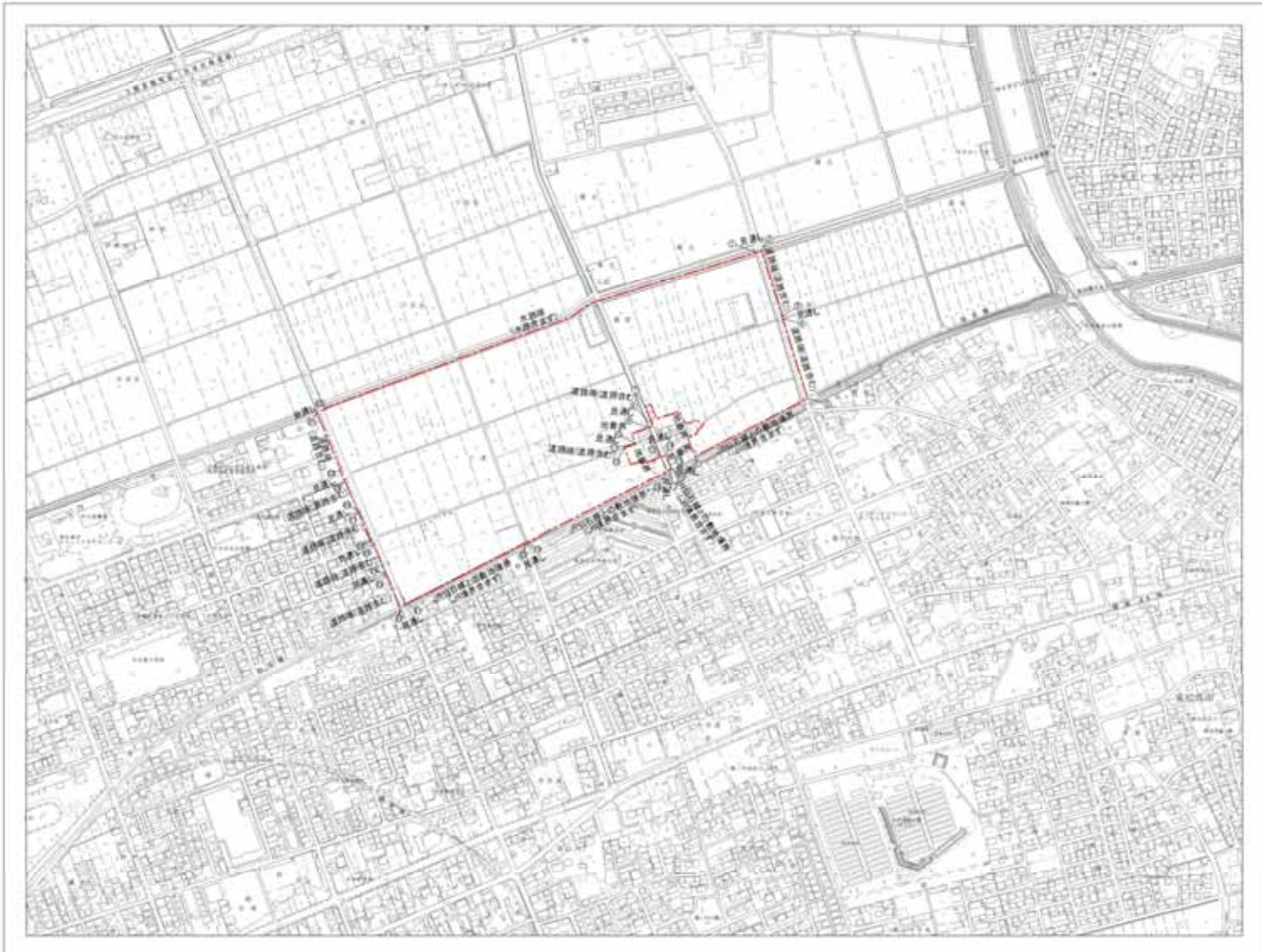
東松島市用途図

石巻広域都市計画土地地区画整理事業 東矢本駅北地区被災市街地復興土地地区画整理事業 総括図



石巻広域都市計画土地区画整理事業 東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業 計画図

被災市街地復興土地区画整理事業区域



番号	境界の説明
①～②	見通し
②～③	道路端(道路含む)
③～④	見通し
④～⑤	道路端(道路含む)
⑤～⑥	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑥～⑦	地番界
⑦～⑧	道路端(道路含む)
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	地番界
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	道路端(道路含む)
⑫～⑬	地番界
⑬～⑭	見通し
⑭～⑮	地番界
⑮～⑯	見通し
⑯～⑰	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑰～⑱	見通し
⑱～⑲	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑲～⑳	見通し
㉑～㉒	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
㉒～㉓	見通し
㉓～㉔	道路端(道路含む)
㉔～㉕	見通し
㉕～㉖	道路端(道路含む)
㉖～㉗	見通し
㉗～㉘	道路端(道路含む)
㉘～㉙	見通し
㉙～㉚	道路端(道路含む)
㉚～㉛	見通し
㉛～㉜	道路端(道路含む)
㉜～㉝	見通し
㉝～㉞	道路端(道路含む)
㉞～㉟	見通し
㊱～㊲	水路端(水路含まず)

